

主 文

原判決を破棄する。
被告人を禁錮六月に処する。
ただし、この裁判確定の日から三年間、右刑の執行を猶予する。
原審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護士上条貞夫、同西村昭連名の控訴趣意書のとおりであるから、これ引用する。

控訴趣意第一点について。

所論は、原判決が、本件につきいわゆる「信頼の原則」の適用あり、とする原審弁護人の主張につき、ただ、「被害者Aは当時僅か年齒七歳の幼児」であつたから、という一般論に依拠し、それ以上にわたつて、現場の状況についての具体的事実の検討を加えることもなく、たやすくこれを排斥し去り、もつて本件事故が、被告人の過失によるものと認定したのは、判決に影響をおよぼすことの明らかな事実の誤認である、という。

そこで記録を調査し、かつ当審における事実取調の結果も総合して審案するに、原判決の挙示する証拠によれば、被告人は、原判示（もつとも、本件起訴状記載の公訴事実を引用。）のとおり、普通乗用自動車運転して、本件事故現場付近道路（幅員約七米）に時速四〇軒でさしかかつた際、前方約六〇米の地点左側に、被害者ほか一名（被害者の兄当時一〇歳であつたB）の児童が遊んでいるの見かけ、同兄弟の右側を通過しようとしたのであるが、このような場合、自動車運転者としては、警音器を吹鳴してこれに注意を与えるなり、同人らの不測の行動に備えて、業々何時でも停止あるいは避譲できる程度に減速徐行する等の適切な措置を講ずべき業務上当然の注意義務があるのにこれを怠り、同人らの動静に細心の注意を払わず、ただ時速約二五軒に減速したのみで、漫然進行をつづけた過失により、僅か約七米の至近距離に迫つたとき、それまで自己の運転する車両に背を向けていて、全くこれに気付かなかつた被害者が、いきなり右斜め前方にかけ出したのを認め、急遽右側にハンドルを切り、かつ、制動をかけたが間に合はず、遂に自己車両の左側前部を被害者に衝突させて同人を前方にはねとばし、本件事故を発生させたことが明瞭である。そして、原判決によれば、原審弁護人の主張に対する判断として、原判決は、「被害者が、当時僅か七才の幼児であつたために、自動車による交通の危険の有無を判断する能力を十分具有し、それに従つて自己の行動を制し得る者とは必ずしも考えられず、時には本能的に自己の遊びにかまけて、異状な行動に出る危険性を多分に有するものと認められ云々」と説示し、更に、「被害者が、被告人の走行したと認めてそのまま静止し、何人もその安全であることを信頼し得る状態にあつたものが、不意に突然車の直前に走り出で、または物の陰から急に車の前面にとび出したという類いのものではないこと明らか云々」とも説示していることは所論のとおりで3のるが、なお、「当時被告人が、原判示のような注意義務さえ尽せば、被害者も被告人車両に気付き、本件事故の発生を未然に防止し得たと思われる」旨、よくその具体的事実の即して記述していることをうかがい得るのであるから、これを目して、「原判決は、一般論に依拠し、それ以上に現場の状況についての具体的事実を検討することなく弁護人の主張を排斥した」旨非難する論旨は、その主張自体において首尾一貫せず、あるいは原判決を正解しないものといわなければならない。のみならず、所論のいわゆる「信頼の原則」なるものは、近時高速度交通機関や医療行為その他の社会的効用の高い危険業務が拡大するにつれて意識にのぼり、その注意義務の負担に合理的限度を設けることを要請されるにいたつた結果、これらの危険業務に携わる者に課せられるべき刑法上の注意義務の具体的内容を定める基本原則として、次第に容認されつつあるものであり、右のような沿革上、その多くは、鉄道職員または医療関係者などのように共同して危険防止にあたり、協力関係にある者相互間の、事故防止のために〈要旨〉負担すべき注意義務について論ぜられているのである。されば、本件のように自動車交通事故のなかでも、特〈要旨〉に車両相互の関係でもない、ただ、無心に路上ないしその付近で遊ぶ頑固な幼児に対する関係の事案においては、もともとこれを適用し難い要素が存するのであつて、すなわち、この原則が適用されるためには、何よりもまず、その前提として、行為者たる被告人にとって、信頼されるべき他の交通関係者たる本件被害者の危険回避措置を期待し得る状況がなければならなかつたにかかわらず、本件においては、何らそのような状況は見当らず、よしんば所論のように、本件被害者が、かねて学校ないし家庭で、道路交通の安全に関する特別の教育をほどこされ、あるい

